

公務員関係判例研究会 令和8年度 第2回会合 議事要旨

1. 日時 令和8年6月18日(木) 15:00～17:00

2. 場所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室及びweb会議

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士(座長)、石川弁護士、植木弁護士、川本弁護士、木野弁護士、木下弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士、高田弁護士、竹田弁護士、中井弁護士、峰弁護士、向井法務省訟務局付、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 前内閣審議官、松本参事官、石田調査官、田中争訟専門官、福島争訟専門職

4. 議題：最近の裁判例の評釈

扶養手当等の支給対象となる「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に、同性パートナーが含まれるかどうか争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

ア 本件は、被告道Y1の職員であった原告Xが、在職中、同性パートナーであるAが北海道職員の給与に関する条例(「給与条例」)9条2項1号の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として同号の「配偶者」に該当し、また、地方公務員等共済組合法(「共済組合法」)2条4項の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として同条1項2号イの「配偶者」に該当するとして(あわせて「本件各規定」)、被告道Y1に対し、Aを扶養親族とする扶養手当に係る届出及び寒冷地手当に係る世帯等の区分の変更の届出を行うとともに、被告共済組合Y2に対し、Aを被扶養者とする届出を行ったが、被告道Y1の職員の任命権者である北海道知事及び被告道Y1の職員である組合員の組合員被扶養者証に係る事項を処理する被告共済組合Y2の北海道支部長が、Aが原告と同性であることを理由に、上記各「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とはいえず、上記各「配偶者」に該当しないとして、上記各届出に係る扶養親族又は被扶養者の認定を不可としたことはいずれも違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告道Y1に対して、損害金合計233万2400円及び遅延損害金の支払を求め、被告共済組合Y2に対して、損害金合計234万7760円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

イ 事実の経緯

1995(平成7)年

4月1日 Xが被告道Y1の職員に採用

2006(平成18)年

5 月 Xが北海道石狩支庁(平成 22 年に北海道石狩振興局に改組)に勤務
2018(平成 30)年

春頃 XがSNSを通じてAと連絡を取り合うようになる。

5 月 5 日 XがAと初めて会った後、交際を開始。

6 月 6 日 札幌市パートナーシップ宣誓制度¹の宣誓。この頃、XとAがX方
で寝食を共にするようになった。

7 月 16 日 XとAが、X方で同居を開始。パートナーシップ契約(同性婚契約)
を締結。Aが受給していた生活保護がXの引取りを理由に廃止。

7 月 19 日 Xが、北海道庁電子届出システム²を使用し、寒冷地手当に係る世
帯等の区分の変更を届出(「寒冷地手当届出①」)。

- 「届出の理由」欄に「札幌市のパートナーシップ宣誓制度を利用。
同性パートナーとの同居を開始したため。」と記載。
- 「変更後の世帯区分」欄を「世帯主(扶養親族あり)」に変更。

7 月 20 日 Xが、被告道Y1の総務部人事局職員事務課等(「道職員事務課」)
に対し「職員手当等証明書等の送付について」と題する書面(「7/20
書面」)等を提出し、Aを被扶養者と届出(「被扶養者届出」)

7 月 23 日 Xが、電子届出システムを使用し、扶養手当に係る扶養親族を届出
(「扶養手当届出①」)。

被告共済組合の北海道支部が、被告道の総務部人事局職員厚生課(「道
職員厚生課」)を介して、7/20 書面等を受領。

7 月 27 日 被告共済組合Y2の北海道支部の職員が、北海道支部長の権限の行
使として、Xに対し、道職員厚生課を介して、被扶養者届出について、
「同性のパートナーについては、扶養親族の範囲に含まれないため、
被扶養者の認定をすることができません。」と回答(=Xと同性である
Aは共済組合法2条1項2号イの「配偶者」に当たらず、Xの被扶養
者と認定することができないと判断。)

7 月 28 日 Xが、Aの平成 30 年度分の国民健康保険料合計 5 万 8280 円を支払
った。

11 月 12 日 被告道Y1の総務部人事局人事課の職員が、Xと面談し、現時点で
は、Xから提出を受けた住民票、戸籍謄本及び札幌市のパートナー
シップ宣誓書受領書をもって、同性のパートナーが給与条例 9 条 2
項 1 号の「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る者を含む。)」に該当すると認定することはできない旨を伝えた。

¹ 性的マイノリティの気持ちを受け止める取組みとして、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協
力し合うことを約束した関係であることなどを札幌市長に対して宣誓する制度

² 電子届出システムは、被告道の総務部人事局職員事務課(「道職員事務課」)において運用されており、電子届出シス
テムを使用しての届出は、原則として道職員事務課において受理し、任命権者(北海道知事)に対する届出があったも
のとして、その後の事務処理が行われている。

11月14日 道職員事務課が、任命権者である北海道知事の権限の行使として、寒冷地手当届出①及び扶養手当届出①について、Xと同性であるAは給与条例9条2項1号の「配偶者」に当たらず、Xの扶養親族と認定することができないと判断。

2019(平成31・令和元)年

4月5日 Xは、被告道Y1の総務部人事局長、被告共済組合Y2の北海道支部長等に対し、「同性パートナーを被扶養者として認定し、内縁関係と同等の取扱いをする要望書の確認について」と題する書面(「4/5書面」)を提出し、令和元年10月30日までに文書で回答するよう要求。

4月18日 Xが、電子提出システムを使用し、Aを扶養親族とする扶養手当に係る届出(「扶養手当届出②」)を再度行う。

●「届出の理由」欄に「同性パートナーとパートナーシップ契約。(同性婚契約)書を交わし同居を開始、共同名義の自宅に転居するため」と記載。

Xが、Aを扶養親族とする寒冷地手当に係る世帯等の区分の変更の届出(「寒冷地手当届出②」)を再度行う。

●「届出の理由」欄に「同性パートナーと同居を開始、共同名義の自宅に転居する」と記載。

●「変更後の世帯区分」欄を「世帯主(扶養親族あり)」に変更。

4月25日 XとAが、共同名義で分譲マンションを購入して引っ越す。同マンションの入居者名簿のAの欄に「同性パートナー、主婦」と記載し、また、同マンションの所在地を本籍地とする届出を行う。Xは、X名義のクレジットカードにつき、A用の家族カードを作成し使用させる、Xの契約している携帯電話につき、Aを家族割引の対象とする、Xが保険料を支払っている生命保険につき、Aを死亡保険金の受取人とするなどした。

5月20日 道職員事務課は、任命権者である北海道知事の権限の行使として、扶養手当届出②及び寒冷地手当届出②について、Xと同性であるAは給与条例9条2項1号の「配偶者」に当たらず、Xの扶養親族と認定することができないと判断。

6月17日 Xが、Aの令和元年度分の国民健康保険料合計7万9840円を支払った。

6月21日 Xが被告道Y1を依願退職

10月30日 道人事課の給与服務担当課長は、Xに対し、4/5書面に関する回答として、現時点では、同性のパートナーを給与条例における配偶者として認定することはできないとの判断に至った旨を回答。

被告共済組合Y2の北海道支部事務長は、Xに対し、4/5書面に関する回答として、現時点では、同性パートナーを被扶養者として認定す

ることはできないとの判断に至った旨を回答。

2021(令和3)年

札幌地裁へ提訴

2023(令和5)年

9月11日 本件判決言渡し⇒Xは、控訴せず、判決が確定

9月12日 道知事「一部自治体が支給できるとしていることは承知している。道としては、国における取扱いなども踏まえて適切に対処していく」と、判決後も給与条例やその運用を見直す考えがない方針を示す。

ウ 本件で対象となった給付制度について

(ア) 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年9月10日条例第75号)

第9条(扶養手当)

- 1 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。(後略)
- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - ① 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 3 扶養手当の月額、前項第1号(中略)に該当する扶養親族については1人につき6,500円(中略)とする。

第10条

- 1 (前略)職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
 - ① 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

第20条(寒冷地手当)

- 1 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において北海道に在勤する職員(常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。)に支給する。
- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(イ) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

第1条(目的)

- 1 この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。

第2条(定義)

1 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員(後略)

② 被扶養者 次に掲げる者(中略)で主として組合員(中略)の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの(中略)をいう。

イ 組合員の配偶者(後略)

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(ウ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第5条(被保険者)

都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

第6条(適用除外)

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者としな

③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

⑥ 船員保険法、国家公務員共済組合法(中略)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者

エ 本件の争点

争点1: 本件各届出に対して、被告Yらが、AがXと同姓であることを理由に、本件各規定の「事実上婚姻と同様の事情にある者」に該当しないなどとして、扶養親族又は被扶養者の認定を不可としたことには、国賠法1条1項の違法及び過失があるといえるか。

争点2: 損害

オ 当事者の主張と裁判所の判断

(ア) 争点1(国賠法1条1項の違法及び過失があるといえるか。)

① 原告の主張

➤ 本件各規定の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とはいわゆる内縁と同様の関係のものをいうと考えられる。当事者の法令上の性別が同じ者同士の場合には法的保護の対象とならないとするのは、性的指向が異性に向かうか同性に向かうかによって差異を設けるものである。このような区別取扱いが憲法14条1項の定める平等原則に反しないかが問題となるところ、内縁が認められるかどうかの判断においては、性的指向によって異なる取扱いをすることに真にやむを得ないといえるほどの強い正当化事由がない限り、同性であることは阻害事由とはならない。

➤ 「配偶者」について、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしな

ければならないものではない。被告道職員ないし組合員との関係において、お互いに協力して社会通念上の夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者にこれらの給付をすることがその目的ないし趣旨に適合する。「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」が被告道職員ないし組合員と同性であるか異性であるかにかかわらず、お互いに協力して共同生活を現実に営んでいた者である以上、これらの給付をする必要性は変わらない。性的指向によって異なる取扱いをすることに、真にやむを得ないといえるほどの強い正当化事由は全く存在しない。

- 被告らが本件各届出に対する認定不可決定をした平成 30 年から平成 31 年にかけての時期において、既に多様な性の在り方を尊重し、同性カップルに対する法的保障を認め、性的指向や性自認に基づく差別を解消しようとする社会的情勢、気運が高まっていたことに鑑みれば、被告らが、本件各届出を出した時点において、本件各規定の解釈に当たり、当事者の性別の異同に関わりなく、およそ事実上婚姻関係と同様の事情にある者全てが含まれると解釈することは十分可能であり、また、そのように解釈すべきであった。したがって、被告らが憲法 14 条並びに本件各規定に反して本件各届出を不認定としたことには、少なくとも過失が認められる。

② 被告らの主張

- 本件各規定は、法的安定性の見地等に照らし、各法令の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、原則として、私法上の概念と同義に解すべきである。給与条例・共済組合法は「(婚姻の) 届出」、「婚姻関係」について特別の規定を置いていないから、各概念を民法上の概念と同義に解することが合理的である。
- 憲法 24 条の文言からすると、憲法は「両性」の一方を欠き、当事者双方の性別が同一である場合に婚姻を成立させることを想定していない。憲法 24 条 2 項を受けて創設された婚姻制度を規定する民法の定めからも、我が国の法制上、婚姻関係や夫婦の概念については、当然に男女（異性）間の関係を前提としているものであって、我が国の婚姻法秩序において、同性間の婚姻関係というものは想定されていない。
- 本件各規定において、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として位置付けられる内縁関係も、当然に男女（異性）間の関係であることが前提となるから、同性間の関係がこれに包含されると解する余地はない。
- 被告道の扶養手当等の認定を行う職員及び被告共済組合の被扶養者の認定を行う職員が、本件各規定の対象に同性パートナーを被扶養親族と認定する職務上の法的義務があり、被告共済組合の職員には、被扶養者の届出について、組合員の同性パートナーを被扶養者と認定する職務上の法的義務があったということはできない。

③ 裁判所の判断

- 国賠法1条1項の「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい(最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照)、その違法性を判断するに当たっては、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に違法となると解される(最高裁平成5年3月11日、最高裁平成11年1月21日参照)。
 - 給与条例は、扶養手当については、扶養親族のある職員に対し、扶養親族の人数に応じた額を支給することとし、寒冷地手当については、支給対象職員に対して、地域や職員の世帯等の区分(扶養親族のある職員か否かで区分が異なる)に応じた額を支給することとし、その「扶養親族」につき、同条例9条2項1号において「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と定めている。また、共済組合法は、国民健康保険法上の被保険者から除外される「被扶養者」について、「組合員の配偶者」を規定し、同「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と定めている。
 - 給与条例や共済組合法は、「配偶者」、「婚姻関係」等について別段の定めを置いていないことから、これらの規定は一般法である民法上の婚姻に関する概念を前提として定められているものと考えられるところ、民法上の婚姻に関する概念を前提とすると、本件各規定は、法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出をしていない者を、「配偶者」と同視し得る者として「扶養親族」ないし「被扶養者」に該当することとするものであって、すなわち、婚姻の届出をできる関係であることが前提となっていると解するのが自然である。
 - そして、現行の民法において定められている「婚姻」は異性間に限られると解されるところ、給与条例や共済組合法において、民法とは異なって同性間の関係を含むとする明確な規定は見当たらない。
 - そうすると、本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係は含まれないと解することは、現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈といえることができる。
- (原告の主張に対する判断)
- 原告は、本件各規定の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは内縁と同様の関係にある者と考えられるところ、内縁が保護されるためには、①婚姻意思と②夫婦共同生活の実体があることが必要とされるが、同性間の関係であってもこれらの要件を満たす場合があり、その場合、扶養手当の支給及び寒冷地手当の増額支給の目的や、共済組合法の被扶養者に適切な給付を保障する趣旨等は、同性間の関係であっても当てはまるから、被告らは、憲

法 14 条 1 項の平等原則によって、本件各規定の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には同性間の関係を含むと解釈すべき職務上の法的義務を負っている旨主張する。

- 昨今、同性間の関係に対する法的保障や性的指向・性自認に対する差別禁止に関する社会的な理解が広がってきており、これを踏まえ、婚姻制度や同性間の関係に対する権利保障の在り方等について、立法論を含めて様々な議論がされるに至っているのもであって、これらの議論を踏まえ、特に給与条例のような地方公共団体による条例に関して、一部の地方公共団体において、本件各規定と同様の規定ぶりであっても同性間の関係を含み得るとして、柔軟な解釈や運用を試みる例があることが認められる。
- 本件各規定は、原告主張のような「内縁関係」を要件とするものではなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を「配偶者」と同視し得る者として「扶養親族」ないし「被扶養者」に該当することとするものであって、前述のとおり、本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性間の関係も含まれないと解するのが現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈であり、また、扶養手当の支給及び寒冷地手当の増額支給の目的や、共済組合法の被扶養者に適切な給付を保障する趣旨等が、同性間の関係であっても当てはまる場合があるとしても、扶養手当の支給や寒冷地手当の増額支給が公的財源によって賄われ、また、共済組合法の各種給付も同様に公的財源を基盤としていること（共済組合法 113 条、113 条の 2）からすると、婚姻制度や同性間の関係に対する権利保障の在り方等について様々な議論がされている状況であることや、一部の地方公共団体において、本件各規定と同様の規定ぶりであっても同性間の関係を含み得るとして、柔軟な解釈や運用を試みる例があることを踏まえても、本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性間の関係を含むと解釈しなければならないという職務上の注意義務を個別の公務員に課することはできないというべきである。

カ 同性婚をめぐる社会状況の変化について

(7) 東京高判令 6・10・30（同性婚立法不作為国家賠償請求事件）（参考裁判例(8)）の認定事実を一部抜粋

- ①我が国における婚姻に関する法制の経緯等
- ②性的指向に関する社会における認識の変遷
- ③性的指向による差別の禁止に関する条約の内容等
- ④同性間の人的結合関係に関する諸外国の立法等の状況

➤ 現在、同性婚を認める国・地域は 37 に上り、その地理的範囲は欧米のみならず、アジア、オセアニア、アフリカにわたる。

- ⑤性の多様性をめぐる我が国における社会の動き

➤ 一定の要件の下に、同性同士の二者間の関係について、当該地方公共団体

が証明書の発行又は宣誓書の受領などを行う制度（「パートナーシップ制度」）は、令和 6 年 4 月時点では、導入自治体数は 442（人口カバー率 84.82%）に達しており、都道府県自体又は都道府県内の全自治体での導入は 27 と過半数を超えている。地方公共団体によっては、同性パートナーの子を含めたファミリーシップの宣誓等の制度をあわせて導入している。

- そのほか、地方公共団体によっては、犯罪、災害等による死亡者の遺族に対する見舞金、補償金等につき同性パートナーを支給対象者に含める取組みや、同性パートナーを持つ職員に結婚休暇、出産支援休暇等の利用や扶養手当等の受給を認める取組みなどを行っている。
- 里親制度（児童福祉法 27 条 1 項 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託する制度）に係る現在の各都道府県の運用では、同性パートナーと共同生活を送る者も要保護児童の養育里親となることができる扱いがとられており、実際にこの制度を利用して養育里親として委託を受け、同性パートナーと共に子育てを行う者も存在する。

⑥婚姻に関する統計

- 婚姻件数は、令和 3 年においても、なお約 51 万件に上る。一方、令和 2 年時点では「夫婦と子供」の世帯割合は 25.0%に、「3 世代等」の世帯割合は 7.7%に低下し、子のいる世帯が大きく減少している。

⑦婚姻に関する意識調査

⑧同性婚等に関する意識調査

⑨性的少数者の実情等に関する調査

- 国立社会保障・人口問題研究所の C が令和 5 年に実施した調査（対象は日本に居住する 18～69 歳）では、回答者の 3.5%が「ゲイ・レズビアン」、「バイセクシュアル」、「アセクシュアル」、「トランスジェンダー」のいずれかに該当するという結果であった。また、同調査では、子どもを持ちたい人の割合が、回答者の全体では 23.4%であったのに対し、回答者のうち「同性愛者、両性愛者」では 38.6%であった。
- ライフネット生命保険株式会社が宝塚大学の D 教授に委託して令和 4 年に実施した調査（対象は性的少数者 1 万 449 人）では、「同性婚を法律で認めてほしい」との回答が全体で 68.6%、地方公共団体のパートナーシップ制度を既に利用している人では 91.5%であった。同性婚を認めてほしい理由で多いのは、「社会保障や税制上の不利益の解消のため」、「平等な社会の実現のため」、「診療場面で家族と認めてもらうため」であった。

⑩控訴人らの生活状況等

キ 事実婚・内縁関係・同性婚の受給権に関する裁判例について

(7) 事実婚・内縁関係にある者の受給権等に関する裁判例について

①最判平 17・4・21(遺族共済年金)(参考裁判例(7))

(事案の概要)

死亡した男性Aの内縁の妻X(男性と妻が別居後に男性と親密な関係となり、男性と同居して夫婦同然の生活をするようになり、男性の収入により生計を維持し、最期までその看護をするなど事実上婚姻関係と同様の事情にあった)が、私立学校教職員共済法に基づく遺族共済年金を支給しない旨の裁定を受けたため、その取消しを請求した事件。

Xと法律上の妻B(参加人・20年以上別居、婚姻関係修復の努力なく、婚姻関係は実態を失って修復の余地がないまでに形骸化)のどちらが、Aの遺族として私立学校教職員共済法に基づく遺族共済年金の支給を受けるべき「配偶者」に当たるかが争われた。

(判決の要旨)

- 本件の事実関係の下では、AとBの婚姻関係は実体を失って修復の余地がないまでに形骸化していたものというべきであり、他方、Xは、Aとの間で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者というべきであるから、Bは私立学校教職員共済法上の遺族として遺族共済年金の支給を受けるべき「配偶者」に当たらず、Xがこれに当たるとした原審の判断は、正当として是認することができる。

②最判平 19・3・8(遺族厚生年金)(参考裁判例(6))

(事案の概要)

祖父の勧めにより、3親等の傍系血族(父の弟)にあたる叔父Aと夫婦としての共同生活を始め、Aが死亡するまで42年間にわたり内縁関係にあった姪Xが、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金の受給権者である「配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者)」に該当しないとして受けた不支給処分取消しを求めた事件。

(判決の要旨)

- 最高裁は、Xが、遺族厚生年金の支給を受けることができる「配偶者」に当たるとして、不支給処分に違法はないとした原判決を破棄した。
- 「遺族厚生年金の支給を受けることができる地位を内縁の配偶者にも認めることとしたのは…遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的にかんがみ、…配偶者について、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないものではなく、被保険者との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいたものにこれを給付することが…上記目的にも適合する」としつつ、厚生年金保険制度が公的年金制度であり、強制的に徴収される保険料に国庫負担を加えた財源で賄われていることを考慮して「民法の定める婚姻法秩序に反する内縁関係にある者まで「配偶

者」に当たると解することはできない。

- 民法上禁止されている 3 親等内の傍系血族間の内縁関係であっても、それが形成された経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性等に照らし、反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合には、上記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的を優先させるべき特段の事情があるものというべきであるとして、内縁関係が民法により禁止される近親者間におけるものであるという一事をもって遺族厚生年金の受給権を否定することは許されず、上記内縁関係の当事者は、厚生年金保険法 3 条 2 項にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者」に該当すると解するのが相当である。」

③ 最判令 3・3・25(中退共退職金、企業年金の遺族給付金、厚生年金の遺族一時金) (参考裁判例(10))

(事案の概要)

死亡した(被上告人Xの)母Aの法律上の夫C(昭和63年6月に婚姻をし、平成元年にAとの間に子である被上告人をもうけ、平成4年ころから他の女性の下で生活を開始し以後、A及び被上告人と共に生活したことはなく、別居後Aと面会したのは数回、婚姻費用も殆ど分担しなかった)が、中小企業退職金共済法所定の退職金共済契約に基づく退職金の受給権者である「配偶者」に該当するか否かが争われた事件。

被上告人Xは、AとCが事実上の離婚状態にあったため、Cは退職金等の支給を受けるべき配偶者には該当せず、Xが次順位の受給権者として受給権を有すると主張。

(判決の要旨)

- 最高裁は、Xの主張を認めた原判決を支持し、上告を棄却した。
- 中退共法の遺族給付制度が「被共済者の収入に依拠していた遺族の生活保障を主な目的として、民法上の相続とは別の立場で受給権者を定めたものと解される。このような目的に照らせば…その受給権者である遺族の範囲は、社会保障的性格を有する公的給付の場合と同様に、家族関係の実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、上記遺族である配偶者については、死亡した者との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうものと解するのが相当である。」
- 「民法上の配偶者は、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのない場合、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、中小企業退職金共済法 14 条 1 項 1 号にいう配偶者に当たらないものというべきである。なお、このことは、民法上の配偶者のほかに事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が存するか否かによって左右されるも

のではない。」

- 「(確定給付企業年金法上の企業年金基金の規約に基づく遺族給付金、厚生年金基金規約に基づく遺族一時金の)規約の定めも、給付対象者の収入に依拠していた遺族の生活保障を主な目的として受給権者を定めたものと解される。…民法上の配偶者は、その婚姻関係が事実上の離婚状態にある場合には、その支給を受けるべき配偶者には該当しない。」

(イ) 同性パートナーとの関係(婚姻に準じる関係)・受給権に関する裁判例について

- ① 同性婚の関係にあった者らの不貞行為(共同不法行為)を理由とする損害賠償請求事件

(事案の概要)

Xが、同性婚の関係にあったY 1と、Y 1と不貞行為を行ったY 2(後にY 1と婚姻)に対し、Yらの不貞行為を行った結果、XとY 1の同性の事実婚(内縁関係)が破綻したとして、共同不法行為に基づき、婚姻関係の解消に伴う費用相当額・慰謝料等の支払いを求めた事件。一審は、Xの請求を一部認容。控訴審は、原審支持。

XとY 1は、平成 23 年に交際を始め、平成 22 年に同居、平成 26 年に米国 N Y 州法に基づく婚姻登録証明書を取得、平成 27 年に日本で結婚式・披露宴を挙げた。XとY 1が子どもをもうけるため SNS を通じて精子提供者を募集し、これに応じたのがY 2。Y 2はY 1と婚姻後に性別適合手術を受け、特例法の手続きを経て戸籍上の性別も女性となった。

(i) 宇都宮地裁真岡支判令元・9・18(参考裁判例(5))

- 法律上同性婚を認めるか否かは別論、同性のカップルであっても、その実態を見て内縁関係と同視できる生活関係にあると認められるものについては、それぞれに内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められ、不法行為上の保護を受け得ると解するのが相当である(現行法上、婚姻が男女間に限られていることからすると、婚姻関係に準じる内縁関係(同性婚)自体は、少なくとも現時点においては、飽くまで男女間の関係に限られると解するのが相当であり、同性婚を内縁関係(事実婚)そのものと見ることはできない)。

(ii) 東京高判令 2・3・4(参考裁判例(4))

- XとY 1の関係は、他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、平成 28 年 12 月当時、男女相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったといえることができる。したがって、X及びY 1は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべきである。

(iii) 最高裁決定令 3・3・17

- 上告棄却、上告不受理

- ② 同性の犯罪被害者と交際し共同生活を営む関係にあった者の申請した「犯罪

被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯給法)に基づく遺族給付金の不支給の裁定の取消請求事件

(事案の概要)

X(男性)と継続して共同生活をしていた男性Aが、Xと交際していた別の男性Bに殺害されたことから、Xは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」に該当するとして、遺族給付金の支給を申請したものの、愛知県公安委員会から「犯罪被害者の配偶者」とは認められないとして、遺族給付金不支給の裁定を受けたため、その取消しを求めた事件。

(i) 名古屋地判令2・6・4(参考裁判例(3))

- 犯給の目的は、社会連帯共助の精神に基づいて、租税を財源として遺族等に一定の給付金を支給し、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することにあることに鑑みると、犯給法による保護の範囲は社会通念により決するのが合理的である。
- 同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するためには、同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていることが必要である。
- 本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていたとはいえないとして、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たると認めることができないとして、Xの請求を棄却した。

(ii) 名古屋高判令4・8・26(参考裁判例(2))

- 名古屋高裁は、犯給法5条1項1号は憲法14条1項等に反するとは言えないとして、控訴人の請求を棄却した。
- 犯給法の遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順序に関する定めは、死亡した者との親族関係の遠近の程度と現実の生活における関係の緊密さを考慮して一定の順位を設け、その第一順位の者に給付する趣旨と解されるが、その親族関係の遠近の程度については民法上の概念を用いて定められている。
- 犯給法5条1項1号は、一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであると解される。同号括弧書きの定めも、犯給法に特段の定めがないから、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であり、民法上婚姻の届出をすること自体が

想定されていない同性間の関係を含まれ得るとすることは、条文の解釈から逸脱する」「現行の法体系に照らして、「婚姻」、「配偶者」の定めは異性間の関係のみを意味すると解するべきであり、同性間の関係を含むと解することは困難である。」

- 犯給法5条1項1号と同様の定めを用いた他の法令も複数存するが、いずれも異性間の関係を前提とした定めであることが明らかであって…異性間の関係を前提とする定めであると解するのが他の法令の解釈とも整合する。
- (鳥取県と三重県は、職員給与条例の「配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」について、同性パートナーを事実婚配偶者として扶養手当の支給対象とする取扱いをしているとの控訴人の主張に対して)制定主体を異にする地方公共団体の制定した条例の定め及びその運用をもって、犯給法の解釈の根拠とすることは相当でない。犯給法5条1項1号の解釈においては、控訴人が指摘する地方公共団体の上記事例とは異なり、より強く法的安定性を意識することが求められるというべきであって、同性間の共同生活関係に対する社会の意識が変化しているなどの事情を根拠として、立法措置を経ることなく解釈を変更することは、法的安定性を害する結果となる。
- 犯給法自体の定めの中に、他の法体系とは異なって同性間の共同生活関係を含むと解釈すべき手がかりも見当たらない以上、犯給法5条1項1号の括弧書きにつき、同性間の共同生活関係を含むと解釈することはできない。

(iii) 最判令6・3・26(参考裁判例(1))

- 犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするもの…犯給法1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要があるというべきである。
- 犯給法5条1項は…遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。
- 同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ち

に異なるものとはいえない。

- そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。
- 以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得ると解するのが相当である。
- (林道晴裁判官補足意見)

犯給法5条1項1号括弧書きが遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲を規定するものであることからすれば、同号括弧書きにいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の解釈は、その文理に加え、遺族給付金等の犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて行うことが相当である。多数意見が説示するとおり、同制度の目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにあるのであり、犯罪被害者等基本法における同制度の位置付けや同制度が上記目的を達成するために拡充されてきた経緯等に照らしても、同制度の目的は重要というべきであって、これを十分に踏まえた解釈をすべきである。

そして、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的に照らせば、犯罪被害者と同性の者であっても、犯罪被害者との関係、犯罪被害者と互いに協力して共同生活を営んでいたという実態やその継続性等に鑑み、犯罪被害者との間で異性間の内縁関係に準ずる関係にあったといえる場合には、異性間の内縁関係にあった者と同様に犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けるものと考えられるから、上記文言に該当するものとして、遺族給付金の支給を受けることができる遺族に含まれると解するのが相当である。なお、反対意見が指摘するように、犯罪被害者等給付金は損害を填補する性格を有するものであるものの、それにとどまるものではなく、同制度が早期に軽減を図ろうとしている精神的、経済的打撃は、加害者に対して不法行為に基づいて賠償請求をすることができる損害と厳密に一致することまでは要しないものと解されるが、上記の場合には、少なくとも加害者に対する不法行為に基づく慰謝料請求はすることができるものと解してよいように思われる。

多数意見は、その説示から明らかなとおり、飽くまでも犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等への支援という特有の目的で支給される遺族給

付金の受給権者に係る解釈を示したものである。上記文言と同一又は類似の文言が用いられている法令の規定は相当数存在するが、多数意見はそれらについて判断したものではない。それらの解釈は、当該規定に係る制度全体の趣旨目的や仕組み等を踏まえた上で、当該規定の趣旨に照らして行うべきものであり、規定ごとに検討する必要があるものである。

➤ (今崎裁判官反対意見)

私は、多数意見と異なり、本件上告は棄却すべきであるとする。その理由は以下のとおりである。

- 1 犯給法は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため犯罪被害者等給付金を支給することとし（1条）、重傷病給付金、障害給付金と並べて遺族給付金を規定している（4条）。(略)
- 2 …犯給法は、遺族給付金が犯罪被害者遺族に対する生活保障と損害の填補という2つの機能を十全に果たすことを通じ、上述したような制度の趣旨、ひいては法の目的が達せられることを期待しているものといつてよいと思われる。
- 3 以上を前提に、まずは生活保障という観点からみた場合について述べる。

…「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に同性パートナー(…)が含まれるとすると、それまで犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子らは同性パートナーに劣後し、支給対象から外れることとなる。なるほど多数意見は遺族給付金の支給対象となる遺族の範囲を広く解するものであり、その意味では犯罪被害者にとり歓迎されるべきものであろう。しかし、その一方で、犯罪被害者相互の間に、潜在的にせよ前述のような利害対立の契機をもたらすものでもある。こうした結果が遺族を含めた総体としての犯罪被害者の社会的ニーズに応えるものであるかは、犯給法の解釈上重要な考慮要素と思われる。事が犯罪被害者の収入に依存していた子らの生活保障にかかわることであってみればなおさらである。そうであれば、まずはこうした犯罪被害給付制度の視点に立った論証が求められるはずである。

- 4 遺族給付金には損害填補の性格があることについても前述した。犯給法上同性パートナーに遺族給付金が支給されるという解釈を採るのであれば、犯罪被害者の同性パートナーが加害者に対し損害賠償請求権を有することが前提となるはずである。

私は、同性パートナー固有の権利として、精神的損害を理由とした賠償請求権については、もとより事案によることではあるが、認める余地があると考えている。しかし、財産的損害、とりわけ扶養利益喪失を理由とする損害賠償請求権については、民法752条の準用を認めない限りにわか

に考え難いというのが大方の理解であろう。そうであるとすれば、犯罪被害者の同性パートナーに認められる損害賠償請求権は、仮に認められるとしても異性パートナーに比べて限定されたものとなる。それにもかかわらず、多数意見の見解によれば、同性パートナーは異性パートナーと同視され、同額の遺族給付金を支給されることになる。遺族給付金が損害填補の性格を有することを考えると、前提となる民事実体法上の権利との間でこのようなギャップが生じることは説明が困難と思われる。

- 5 社会への影響という観点からは、多数意見による犯給法の解釈は、他法令の解釈運用への波及の有無という観点から更に難しい問題をはらむ。

犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同一又は同趣旨の文言が置かれている例は少ないが、そうした規定について、多数意見がいかなる解釈を想定しているかも明らかでない。個別法の解釈であり、犯給法と異なる解釈を採ることも可能と考えられるとはいえ、犯給法の解釈が他法令に波及することは当然想定され、その帰趨次第では社会に大きな影響を及ぼす可能性がある。現時点で、広がり大きさは予測の限りではなく、その意味からも多数意見には懸念を抱かざるを得ない。

- 6 結論として、犯罪被害者と同性の者は犯給法5条1項1号括弧書き所定の者に該当し得るとする多数意見の解釈には無理があるといわざるを得ない。多数意見は、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受け、その軽減を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が異性であると否とで異なるものではないとしている。私は、これに異を唱えるつもりはないが、そのことと、犯給法の規定がそうした理念を矛盾なく取り込める造りになっているかは別問題である。

- 7 なお、多数意見は、上告人が本件被害者との間において「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するか否かについて審理を尽くさせるために原審に差し戻すとする一方で、「事実上婚姻関係と同様の事情」という要件の中身については何も語らない。しかし、単なる同性同士の共同生活と何が異なるのかと考えてみたとき、それは決して自明ではないように思われる。婚姻は男女間のものとして歴史的にも法的にも観念されてきたのであり、同性同士の関係にも同様の法的保護を及ぼすという考えは最近のものである。同性同士の関係において何をもって「事実上婚姻関係と同様の事情」と認めるかは、私はそれほど簡単に答えの出せる問題ではないと考えている。

この懸念が当たっているか否かはさて措くとしても、同性同士の関係における「事実上婚姻関係と同様の事情」は、多数意見によって新たに提示された概念であって、その中身を明らかにすることは、犯給法の条文の法

令解釈にほかならないことを踏まえると、原審に差し戻すに当たっては、多数意見の考える解釈に従い、「事実上婚姻関係と同様の事情」の考慮要素を具体的に明らかにすべきであったと考える。

- 8 今回争点となった犯給法の解釈は、同性パートナーシップに対する法的保護の在り方という大きな論点の一部でもある。この論点は、社会におけるその位置付けや家族をめぐる国民一人一人の価値観にもかかわり、憲法解釈も含め幅広く議論されるべき重要な問題である。犯給法をめぐる検討も、そうした議論の十分な蓄積を前提に進められることが望ましかったことはいうまでもない。しかし、私の知る限り、そのような議論の蓄積があるとはいえず、そのため、同性パートナーシップを現行法体系の中にどのように位置付けるか、他の権利や法的利益と衝突した場合にいかなる調整原理を用いるのかといった解釈上重要な視点はいまだ明らかとはいえない。そうした中で、個別法の解釈として同性パートナーへの法的保護の在り方を探る試みには相応の困難が避けられない。今後の立法や判例学説の展開により、近い将来新たな解釈や理解が広く共有され、多数意見の合理性を裏付けていくということはあると思うが、現時点においては、先を急ぎすぎているとの印象を否めない。

以上の理由から、私は、同性パートナーは犯給法5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に該当しないと解すべきであると考え。そして、これまで述べたところによれば、このように解される同号が憲法14条に反するということもできない。したがって、以上と同旨の原判断は是認することができるから、本件上告は棄却すべきである。

- ③ 日本国内の居住地で提出した婚姻届が受理されなかった同性愛者のカップルによる同性間の婚姻を可能とする立法措置を怠ったことを理由とする国賠請求事件

（事案の概要）

日本国内の居住地で提出した婚姻届が受理されなかった同性愛者のカップルらが、民法第4編第2章(婚姻)・戸籍法の諸規定が憲法24条1項、14条1項、24条2項に違反するにもかかわらず、同性間の婚姻を可能とする立法措置を怠ったとして国賠法に基づき損害賠償を請求した事件。

(i) 東京高判令6・10・30(参考裁判例(8))

- 日本国憲法の制定時には、憲法24条の「婚姻」とは男女間の人的結合関係をいうものとして規定されたものと解されるが、憲法24条の規定をもって、性愛の対象とする相手を人生の伴侶と定めて共同生活を営むという永続的な人的結合関係が、性的指向によっては、同性間で成立し得ることを想定した上で、男女間の人的結合関係のみを法的な保護の対象とし、同性間の人的結合関係には同様の法的保護を与えないことを憲法自体が予定し、許容する趣

旨であると解することはできず、憲法 24 条の規定があることを根拠として、男女間の婚姻のみを認め、同性婚は認めないことにつき、憲法 14 条 1 項違反の問題が生じ得ないということとはできない。

- 同性間の関係においても、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益であることに変わりがなく、男女間の関係におけるのと同様に十分に尊重されるべきものである。
- 性的指向が異性に向く者は、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について、婚姻により配偶者としての法的身分関係の形成ができるのに対し、性的指向が同性に向く者は、これができないという区別が生じているが、本件区別によって性的指向が同性に向く者に生ずる不利益は重大なものである。婚姻制度の目的や社会的機能との関係において、本件区別をすることに合理的根拠があるとはいえない。
- 現在では、我が国において、同性間の人的結合関係に男女間の婚姻と同様の保護を与えることについて、否定的な考え方が国民一般に広く共有されている状況にあるとはいえず、むしろ社会的受容度は相当程度高まっている。婚姻及び家族に関する事項は国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえて定めるべきであることを考慮しても、性的指向という本人の意思で選択や変更をすることができない属性により個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益の享受の可否につき本件区別が生じている状態を現在も維持することに合理的根拠があるとはいえない。
- 同性間の人的結合関係に関する具体的な制度の構築は国会の合理的な立法裁量に委ねられ、その立法裁量は、憲法上の要請がその裁量の限界を画するが、国会の合理的な立法裁量に委ねられることは、本件区別を解消する立法措置をとらないことの合理的根拠となるものではない。
- 現行の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法 739 条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いをするものであって、憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反するというべきである。
- 憲法は、日本国憲法の制定時に既に制度化されていた男女間の婚姻については、憲法 13 条、14 条に立脚した制度に改めることを憲法 24 条 1 項において明文で要請する一方、同性間の人的結合関係についても配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けるべきことについては、明文をもって要請してはいない。その要請は、近年の国内外における社会的認識の急速な高まりにつれて明らかになったものであり、その要請が憲法の規定自体から一

義的に明白であったとはいえない。憲法上の要請である平等原則によりこのような帰結が導かれることが認識されるようになったのは、国際的潮流としても、我が国における議論の発展としても比較的最近のことであり、近時の複数の裁判例において概ね同旨の問題認識を示す判断が積み重ねられつつあるものの、その判断内容自体、これまでのところ必ずしも統一されておらず、最高裁の判断は未だ示されていない。そうすると、現時点までに、同性間の人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことが憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反することが、国会にとって明白となっていたということとはできない。

- したがって、国会が、現時点（当審口頭弁論終結日である令和 6 年 4 月 26 日時点）までに、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については婚姻の届出に関する民法 739 条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けるに至っていないという立法不作為をもって、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるということとはできない。

(ウ) 裁判例の考え方の整理について

① 「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーが含まれるか否か

(i) 含めるべきとする立場（本件の原告の主張）：

- 扶養手当や寒冷地手当の目的は、職員の生計費を補給し家族を抱えて働く職員に安心を与えることであり、共済組合法は生活の安定と福祉の向上を目的としている。同性パートナーであっても共同生活の実態があれば、生活の安定を図る必要性は異性間と変わらず、性的指向によって異なる取扱いをする合理的な理由はないため、保護の対象に含まれると解釈すべきである。

(ii) 含めるべきではないとする立場（本件の被告の主張及び本判決）：

- 法令上の「配偶者」や「婚姻の届出」という文言は民法上の概念であり、法的安定性の見地から民法の概念と同義に解釈すべきである。現行民法が同性間の婚姻を想定していない以上、現行民法の定める婚姻法秩序と整合させるためには、同性間の関係は「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には含まれないと解釈するのが自然である。

② 犯罪被害者給付金に関する令和 6 年最高裁判決の考え方

- 平成 19 年最高裁判決（遺族厚生年金）も令和 3 年最高裁判決（中退共退職金等）も、配偶者について、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものと解することなく、遺族の生活保障等の目的に照らして、被保険者ないし死亡した者との関係において、「互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者」と解して、近親婚的内縁配偶者も重婚的内縁配偶者も「事実上婚姻関係と同様の事情にある（あった）者」に該当すると判断した。
- 令和 6 年最高裁判決（犯給法）は、犯罪被害者等給付金の支給制度は「不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減」することを目的と

している点に着目し、この目的に照らし、打撃を受けその軽減を図る必要性が高いことは、共同生活を営んでいた者が同性であるか異性であるかによって直ちに異なるものではないとして、同性パートナーも該当し得ると判断し、そのように解したとしても文理に反しないとした。

- ◆ 補足意見では、この解釈は犯罪被害者支援という特有の目的のためのものであり、他の法令に類似の文言がある場合は「当該規定に係る制度全体の趣旨目的や仕組み等を踏まえた上で、当該規定の趣旨に照らして」規定ごとに個別に検討すべきであると指摘されている。

③今後の同性パートナーに対する扶養手当等の取扱いについての考察

(i) 関係する法令及び条例について

- 犯給法と同様の文言を用いて、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を、法律上の配偶者と同様に取り扱うものは、各種の社会保障に関連する法令に多くみられる(国民年金法5条7項、厚生年金保険法3条2項、労災保険法16条の2、健康保険法3条7項1号、共済組合法2条4項、国家公務員共済組合法2条4項等)。
- 各自治体における給与条例に基づく給与(扶養手当、寒冷地手当)、共済組合法上の給付について、現状、同性パートナーを対象としていない自治体も多い。2023年9月9日の朝日新聞の報道では、全国47都道府県のうち、東京都、岩手県、鳥取県等の11都県が「支給できる」、北海道、神奈川県、大阪府等の12道府県が「支給できない」と回答し、24県は「未検討・検討中」と回答している。その後の報道によると、2023年10月から島根県が、2024年4月からは、神奈川県、千葉県も同性パートナーがいる職員へ扶養手当を支給できるようになっている。

(ii) 各種給付制度の給付目的の違いをどう捉えるか

- 犯罪被害者給付金が、犯罪による精神的・経済的打撃を早期に軽減するための見舞金・損害填補的な性格を有する一時的な給付であるのに対し、扶養手当・寒冷地手当や共済制度は、公的財源や保険料により継続的に職員や家族の生活の安定を図る社会保障的・福利厚生的な制度である。この性質の違いを踏まえ、扶養手当等について、どのように解釈すべきか。
- 扶養手当や共済制度の目的である「生活の安定や福祉の向上」という観点では、同性パートナーであっても異性の場合と必要性は変わらないため、実質的な生活保障の必要性という法の目的に着目すれば、同性パートナーも規定の対象に含まれると解釈する余地がある。
- 扶養手当等は公費等を財源として継続的に支給される制度であるため、犯罪被害者給付金よりも厳格な法的安定性や画一的な処理が求められるようにも思われる。特に、保険料が財源となっている場合には、保険料を負担していない者へ給付することにより公平性に疑義が生じるのではないか。補足意見が指摘するように、法令の解釈は制度全体の仕組みを踏まえる必要があり、

一般法である民法の婚姻概念を前提として制度が構築されている以上、現行の法秩序との整合性を優先し、解釈だけで同性パートナーを含めることは困難であり、立法や条例の改正等によるべきではないか。

ク 実務上の留意点

(7) 各制度を運用する行政機関は、本判決の給与条例や共済組合法のように各制度の根拠となる条文規定を形式的に運用すべきか、それとも、犯給法最高裁判決が示したように、制度の趣旨・目的を踏まえて個々の事案に応じて実質的に解釈する裁量を認めるべきか。

- 令和6年の最高裁判決（犯給法事件）の補足意見が指摘するように、一律に決めるのではなく、当該規定の置かれた「制度全体の趣旨目的や仕組み等を踏まえた上で、当該規定の趣旨に照らして」個別に検討すべきであるという指摘は理解できる。犯罪被害者給付金については、令和6年最高裁判決を踏まえて支給基準を見直していく必要があると思われる。他方で、すべての行政機関の職員が、個々の請求について実質的解釈を行うことには実務上の限界があるのではないか。
 - そういう意味で、本件のように、行政機関の職員が、給与条例や共済組合法のように各制度の根拠となる条文規定を従前の運用どおりに形式的に適用したからといって、国賠法上、違法と評価することには無理があるのではないか。
 - 本質的な解決（同性パートナーへの保護の拡大）を図るためには、行政の裁量に委ねるのではなく、立法や条例改正による明確な制度化が必要ではないか。
- (4) 同性パートナーに対する取扱いについて、既存の配偶者・扶養制度の枠組みの中でどこまで認めることができるのか。また、その取扱いの差異について、行政実務において一貫した運用が可能か。さらには、将来的に訴訟へと発展する可能性を見据え、どのような対応を想定しておくべきか。

① 既存の枠組みの中でどこまで認めることができるか

- 「配偶者」や「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」という用語は、多数の法令で用いられており、制度の目的に応じて「この法律では同性パートナーを含み、あの法律では含まない」と法律ごとに異なる解釈を行うことは、法体系としての一貫性を失わせるだけでなく、法令に対する国民の予測可能性を害し、行政の安定性を損ない、制度の運用に混乱を招くおそれがあるように思われる。

② 行政実務において一貫した運用が可能か

- 令和6年最高裁判決（犯給法）の補足意見でも指摘されているとおり、ある法令での解釈が他法令に当然に波及するわけではなく、「他の法令の規定の解釈は、当該規定ごとに検討されるべき」であると思われるが、既存の規定を前提としたままで、行政実務において一貫した運用を行うことは可能だろうか。
- 行政機関が明文の根拠なく実質的解釈によって対象を拡大することは、法的安定性や財源の公平性を害するおそれがある。また、同性婚訴訟の裁判例で

も、個別の公務員に対して、現行法の枠組みを超えて同性パートナーを含めると解釈・運用すべき職務上の注意義務までは課すことはできないと判断している。全国的又は全制度的に統一された運用が必要となる給付制度については、実務担当者に対し、個別の請求ごとに、既存の規定を前提としたまま、本質的な解決をはかるような解釈・運用を求めることには無理があるのではないか。

- 仮に、同性パートナーを各給付制度の受給権者として認める場合、どのような事情を有する者を「事実上婚姻関係と同様の事情」として認定すべきか。「互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた」と認められる事情は、異性婚と同性婚で異なるのか。受給権者等の極めて機微なプライバシー情報に関わるため、行政機関による情報収集や認定作業には多大な困難が伴うことが予想される。

③ 将来的な訴訟への発展可能性と想定すべき対応

- 同性婚訴訟や、個別制度における同性パートナーの処遇を巡る訴訟が相次いで提起されており、今後も既存の制度から排除されていることを理由とする違憲訴訟や国家賠償請求訴訟、不支給処分取消訴訟が提起されるリスクは高いと思われる。このような状況のもとで、どのような対応をしておくべきか。
- 既存の配偶者・扶養家族に対する給付制度等について、それぞれが「何を保護するための制度か」という根本的な目的を再評価する必要があるのではないか。その目的に照らし、異性間の事実婚と同様の実態を持つ同性パートナーを保護対象から除外することに合理的な理由があるのか、制度ごとに個別具体的な検証が必要ではないか。
- 同性パートナーを公的給付制度の受給権者として認めた場合にどのような影響が考えられるか。

(2) 続いて、会員間の議論が行われた。

- 本研究会で昨年10月に取り上げた最高裁令和6年3月26日判決は、行政処分の取消しが争われた事例で、処分自体の違法性が争われたものであり、どちらの法令解釈が正しいかという判断をしている。一方、本件は処分取消しの訴えではなく、国賠法上の請求がなされたものであり、国賠法上の違法性があるかどうかについての判断が示されたものである。したがって、本件はどちらの法令解釈が正しいかを言うまでもなく、行政庁が一方の解釈を取ったことについて国賠法上違法と評価できるかどうかを判断したものと捉えるべきである。法令解釈の誤りの有無が争点となった事例を紹介すると、最高裁令和4年9月8日判決は、固定資産税評価基準の解釈適用の誤りの有無が争われた事件であるところ、一審・二審ともに、評価基準の解釈適用は誤っているが国賠法上は違法ではないと判断したのに対し、最高裁は国賠法上も違法であると判断したものであり、行政庁の解釈には相当な根拠がないとし、そのような解釈を示す文献・資料・先例がどこにも見当たらないことを理由

として挙げている。この法令解釈についての国賠法上の違法性に係る判断枠組みからすると、最高裁令和6年3月26日判決が出る前の時点では、従来の文理解釈に基づく行政庁の解釈が国賠法上の違法とされる余地はほとんどないと言える。同判決が出た後にそうした解釈が国賠法上違法とならないのかは問題となるが、同判決の補足意見は、同一又は類似の文言が用いられている他の法令の規定に当てはめればよいというものではなく、当該規定に係る制度全体の趣旨・目的や仕組み等を踏まえた上で検討する必要がある旨を述べており、この補足意見を読んだ行政庁の職員が、趣旨・目的が異なる別の法令について、一般的な従前の文理解釈で判断したとしても、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断したものと認められることはおよそ考えられないのではないかと考える。今後新たな裁判例が出て最高裁令和6年3月26日判決が一般的な解釈基準となっていけば、それと異なる解釈が国賠法上違法となり得る余地もあるが、現時点ではそうではないと考える。

- 本件で支給の可否が争われた扶養手当や寒冷地手当は、継続的に毎月支給し続けるものであるのに対して、最高裁令和6年3月26日判決における遺族給付金は既に関係が失われたことへの補填であり、性質が全く異なることから、双方において給付の目的に応じて異なる考え方をすることは不自然ではない。一方で、異性間の関係であれば事実婚であっても扶養手当等の継続的支給を認めるが、同性パートナーの場合は認めないという点について、もう一步踏み込んだ根拠が必要ではないかとも感じる。ただし、国賠法上の注意義務の問題として、個々の事案について行政庁の担当者にそこまで深く考えて決定することを求めることはできないため、国賠法上は本件のような判断が今後も続くのではないかと考える。
- 最高裁令和6年3月26日判決の補足意見は、当該規定にかかる制度全体の趣旨・目的や仕組み等を踏まえた上で検討する必要がある旨を述べているが、これを一般の公務員に求めるのは非常に酷であり、個人的には、同判決の反対意見と同様に、立法で解決すべきことであると考えている。同判決の趣旨からすると、共同生活者への経済的支援という目的が認められる場合、同性間か異性間かを問わず支給を認めるべきという方向になっていくのではないかと考える。行政機関としては、全体的に支給する方向に向かっていくのではないかと考えている。
- 最高裁令和6年3月26日判決を踏まえると、民法上の法律婚を持ち出して形式的に運用することが難しくなり、制度の趣旨・目的を踏まえた実質的な判断をしなければ過失があるとされる可能性があるかどうか、行政の担当者として関心のあるところだと思われる。法律による行政という前提がある以上、文理解釈をしたのに過失ありとされるのは問題があるが、最高裁判例が出ている以上、行政としてどこまで考慮しなければ過失と認定されるかという点については検討が必要である。また、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とするための要件については、パートナーシップ宣誓、同居の事実、生計維持関係等が考えられる。
- 最高裁令和6年3月26日判決が出た後、何も検討や見直しをしていないという状況は、後に国賠訴訟等を起こされた際に裁判所に対する説明が難しいため、同判決を踏まえた何らかの検討や見直しは行っておくべきであると考えているが、行政機関の裁量で実質的な解釈をすることは限界があり、その時々解釈によって保護の対象が変動するというのは望ましくないため、結局は立法や条例改正による解決というところに行き着くのではないかと考える。

- 地方自治法の観点から言うと、手当は財務会計上の行為であり、特に地方自治体では住民監査請求の問題が生じるため、自治体の担当者は手堅く判断せざるを得ないのが実情である。従来の文理解釈に従って判断していくことが基本であり、それは最高裁令和6年3月26日判決を踏まえたとしても変わらないのではないかと考える。他方で、給付の判断に当たって行政処分が絡む場合、同判決が出た後に同性パートナーに係る給付の申請があつてそれに対して支給する又はしない行政処分をする場合は、後に争いとなった際の判断過程の審査に配慮して、同判決の趣旨を踏まえた検討をした上で結論を出すということも重要である。
- （最高裁判決で補足意見が付される場合について）補足意見は常に付されるものではなく、多数意見に賛成しつつも独自の理由を追加して述べたい場合や、社会的に特に言っておきたいメッセージがある場合に付される。最高裁令和6年3月26日判決で付された補足意見は、同一又は類似の文言が用いられている他の法令の規定に当てはめればよいというものではない、という点を強調したかったものと考えられる。
- （同性パートナーに係る立法的措置の検討に際して考えられる要件や留意点について）課題として考えられるのは、同性の友人同士が一緒に暮らしていて生計が同一だが、同性パートナーではないという場合である。単なる同居人と、同性パートナーをどう判断するかということであり、そのための要件を立てる必要がある。地方自治体のパートナーシップ宣言制度では、診断書等の提出を前提としているものがあり、一定の基準を果たしていると言える。同性の婚姻制度が整備されれば問題は解決するが、それまでの間は内縁関係についての考え方を参考にすることになると思われる。

以上